

8. アスベストについて

(1) アスベストの対応について

アスベストについては、県は平成 17 年 12 月から平成 19 年 3 月までアスベスト対策室を設置して調査を行っている。

その後、平成 22 年 4 月に、総務省地域力創造グループ地域政策課長からの照会「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査について（依頼）」に対して、県のまとめた報告書によると、平成 22 年 3 月 31 日現在調査が終了した県有施設は 597 か所で、内アスベストの含有なしが 589 か所、含有ありのうち除去済みが 7 か所、未処理が 1 か所であった。未処理の 1 か所は、農政部の所管する施設であり、暴露のおそれがあるものの必要な対策を実施済であるとしている。

しかし、総務省への報告対象基準は、平成 18 年 9 月の関係法令の改正により、アスベストの含有割合が 1 % を超える建材から、0.1% を超える建材に変更されているところ一部の施設について 0.1% の基準に沿った調査が行われていない施設が見受けられた。

監査手続きの結果、次の施設にはアスベストが含まれていることが判明しているものの、1%未満であることは確認されているが、0.1%未満であるかどうかは確認されていない。

所管部署		区分	財産名称又は所在地
総務部	利根沼田県民局	行政財産(公用)	清水町駐車場倉庫
農政部	農政部農林大学校	行政財産(公共用)	農林大学校
農政部	東部農業事務所	行政財産(公用)	東部家畜保健衛生所
農政部	東部農業事務所	行政財産(公用)	館林地区農業指導センター
企業局	県央第一水道事務所	事業用	榛東村広馬場 411-1
企業局	県央第一水道事務所	事業用	榛東村山子田 1152-4

(指摘事項 15)

総務省への報告は、報告基準に従い正確に実施されたい。

改訂後の報告基準に合致した調査が未了の施設については、可能な限り早期に実施することが望まれる。